

---

◇熊谷隆一君

○議長（森元淑雄君） 次に、1番、熊谷隆一君の一般質問を許可いたします。熊谷隆一君、登壇願います。

（1番 熊谷隆一君 登壇）

○1番（熊谷隆一君） 通告に基づきまして一般質問をいたします。

質問の内容が湧水池など水中に生育している植物に関することですので、事前に議長にお願いして、資料を配付させていただきました。

美郷町では、平成20年に水環境保全条例が施行されております。また、必ずしも条例にとらわれるだけでなく、町民一人一人の水環境に対する意識は非常に高いと私は感じております。そして、町の誇るべき特徴となっております。そして、これまでそれに関するいろいろな事業が積み重なられてきておると感じております。

今年度からは、湧水地などでの町内有識者による町の魚でもあるイバラトミヨの実態調査が行われることになりました。この調査は、今後の保全、保護に生かされることが大いに期待される所でございます。

私の住んでいる土崎地区には、大小様々であります数か所の湧水地があります。その中には、イバラトミヨが生息しているところもあります。私は、今回の質問では飛沢集落にある古屋敷清水のことについて、一つの例として取り上げるものです。

これまで、これは土崎地区に限ったことではありませんが、かつての農地水環境保全活動、また現在の多面的機能支払交付金活動などで農道や河川敷、その他の草刈りなどを行い、地域環境の美化に取り組んできました。その中で、湧水池周辺の草刈りなども行ってきました。過ぎたるは及ばざるがごとしという言葉があります。かつては、湧水池の中やその下流などにも生育していた水生植物ですが、ただ見れば水草なわけですが、あえてそう言わせてもらいますが、それがお配りした写真であります。

それらの植物が、最近個体数が減少しておると私は感じております。高山植物が、気温や酸素濃度の関係で、そこにしか生えていないと同じように、これらの植物も水温や水質など一定条件でしか生育できないのではないかと思います。そして、それらの植物がイバラトミヨの捕食や繁殖などの生態系を考える上で、またそれらの植物の希少性を考えると、実態調査や保全保護が必要ではないかと私は考えますが、今後の町の取組について伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町の魚に指定されているはりぎっこは、町内の水環境保全活動におけるシンボリックな存在であり、はりぎっこを守ることが清水を守ることにつながり、ひいては、多面的な機能を持つ農村の自然環境の保全、豊かで美しい持続可能な地域と環境の構築にもつながるものと考えております。

はりぎっこの適正な生息環境については、秋田県水産振興センターの見解では隠れ場所、産卵場、えさの供給元となる水生植物の存在、えさとなる昆虫や甲殻類の生活の場となる自然底質、そして緩やかな流れが必須条件になるとのことでした。

町では本年度、町内126か所の清水について、はりぎっこの生息確認と生息フィールドの環境調査を行い、住みやすい水環境の保全に生かしていくことを目的に、生息調査を行うこととしていることは議員ご承知のとおりです。

具体的な調査内容ですが、はりぎっこの生息の有無、ヨコエビ、ドジョウなど他生物の有無、エゾミクリ、スギナモ、ヒルムシロなどの水生植物の有無、水温、水質、底の泥の質、水質調査などを実施することとしております。

調査終了後は、結果を踏まえて、はりぎっこが生息しやすい環境及び水生植物の保全等について検討するとともに、観光資源としての清水の在り方を水環境保全活動団体や清水のある行政区と、年度内に情報を共有するほか、はりぎっこの生息に適した水生植物等の残し方など、清水の望ましい管理方法についても周知、水環境の保全、意識喚起を図ってまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、1番、熊谷隆一君の一般質問を終わります。